

令和2年6月の取り扱いについて

○1年生 6月分給食費について

- ・ 令和2年2月の口座振替ができていたご家庭
小学校での返金相当額が中学校へ引き継がれているため、給食費の徴収金額が減額になります。 $5,000 - 3,585 = 1,415$ 円を徴収いたします。
- ・ 令和2年2月の口座振替ができていなかったご家庭
返金相当額の引き継ぎが無いため、通常通り給食費 5,000 円を徴収いたします。

○2、3年生 6月分給食費について

- ・ 令和2年2月の口座振替ができていたご家庭
返金相当額が4月分に充当されるため、給食費の徴収金額が減額になります。
 $5,000 - 4,500 = 500$ 円を徴収いたします。
- ・ 令和2年2月の口座振替ができていなかったご家庭
返金相当額がありませんので、通常通り給食費 5,000 円を徴収いたします。

- 令和元年度に、寄居町給食費第3子補助金の適用を受けていたご家庭
町からの補助金という取り扱いになるため、3月分の返金相当額が寄居町へ返還され、6月分給食費への充当ができないことになりました。そのため、通常通り給食費 5,000 円を徴収する予定しております。

※この取扱いは、寄居町学校給食センターの指示をもとに作成しております。